

平成三十一年二月十八日

建設委員会委員長 田中 としかね 様

提出者

建設委員会委員

板倉

美千代



議案第五十号文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に対する修正案
文京区議会会議規則第六十二条の規定により、右修正案を提出する。

議案第五十号文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に対する修正案
文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように修正する。

別表中法三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項及び法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項を次のように改める。

道路占用料金表

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	第一種電柱	一本につき	一年	一〇、五〇〇円
	第二種電柱			一五、九〇〇円
	第三種電柱			二一、五〇〇円
	第一種電話柱			六、九八〇円
	第二種電話柱			一一、二八〇円
	第三種電話柱			一五、四七〇円
	その他の柱類			九三〇円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき	一年	九三円
	地下に設ける電線その他の線類			五五円
	路上に設ける変圧器	一個につき	一年	九、二〇〇円
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき	一年	五、六二〇円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき	一年	一八、七二〇円
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき	一年	七〇、九八〇円
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき	一年	一七、五五〇円
	外径が〇・〇四メートル未満のもの			二〇〇円
外径が〇・〇四メートル以上〇・〇七メートル未満のもの			三九〇円	
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの			五五〇円	
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの			八三〇円	
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	一年	一、一一〇円	
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの			一、六七〇円	
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの			二、二三〇円	
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの			三、九三〇円	
外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの			五、六二〇円	
外径が一メートル以上のもの			一一、二七〇円	

議案第50号文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に対する修正案

対照表

占 用 物 件		単 位		占 用 料	
				修正案	議案第50号
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱 [3条以下の電線]	1本につき	1年	10,500円	9,570円
	第2種電柱 [4・5条の電線]			15,900円	14,600円
	第3種電柱 [6条以上の電線]			21,500円	19,800円
	第1種電話柱 [3条以下の電線]			6,980円	6,440円
	第2種電話柱 [4・5条の電線]			11,280円	10,400円
	第3種電話柱 [6条以上の電線]			15,470円	14,200円
	その他の柱類 [支線柱]			930円	850円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	1年	93円	85円
	地下に設ける電線その他の線類			55円	51円
	路上に設ける変圧器	1個につき	1年	9,200円	8,370円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき	1年	5,620円	5,120円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1年	18,720円	17,000円
	広告塔	表示面積1㎡につき	1年	70,980円	61,900円
	その他のもの	占用面積1㎡につき	1年	17,550円	16,200円
法第32条第1項第2号に掲げる物件 [地下管路]	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき	1年	200円	190円
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの			390円	350円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			550円	510円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			830円	760円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			1,110円	1,020円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			1,670円	1,530円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			2,230円	2,050円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			3,930円	3,580円
	外径が0.7m以上1m未満のもの			5,620円	5,120円
外径が1m以上のもの	11,270円	10,200円			